

平成30年度決算に係る 引上げ分の地方消費税収入の用途について

○社会保障の充実・安定化に資するため、平成26年4月に消費税が8%に引き上げられました。この消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化）その他社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

○横須賀市では、消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増収分として、平成30年度（決算ベース）は約29億円となりました。

横須賀市における引上げ分の地方消費税収入の用途

（単位：千円）

分野	主な事業内容	事業費	市負担分	
				うち消費税の引上げ活用分
社会福祉	障害福祉サービス事業、子ども・子育て支援事業、生活保護事業など	33,823,747	11,436,204	1,493,933
社会保険	国民年金事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業など	12,158,959	9,954,515	1,300,377
保健衛生	小児医療費助成事業、母子衛生事業、感染症等予防対策事業など	1,346,046	1,096,431	143,228
計		47,328,752	22,487,150	2,937,538